

管理番号245 チオ尿素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和5年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県 名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道		1.5E+1		15.0				15.0
2	青森県								
3	岩手県		5.0E-1		0.5				0.5
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県		1.7E+5		170,000.0		3.1E+4	31,389.3	201,389.3
8	茨城県					5.6E+2	2.5E+4	25,562.0	25,562.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県						2.6E+2	256.0	256.0
12	千葉県					7.0E-1	6.6E+0	7.3	7.3
13	東京都								
14	神奈川県					2.9E+0	1.8E+3	1,756.9	1,756.9
15	新潟県		2.4E+0		2.4		3.1E+3	3,057.0	3,059.4
16	富山県						1.5E+3	1,500.0	1,500.0
17	石川県								
18	福井県	1.5E+0			1.5		1.5E+1	15.0	16.5
19	山梨県								
20	長野県						1.0E+3	1,000.0	1,000.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県		8.0E+0		8.0		2.1E+3	2,146.0	2,154.0
24	三重県						2.0E+2	200.0	200.0
25	滋賀県						3.4E+1	34.0	34.0
26	京都府		2.0E+2		200.0		9.0E+2	900.0	1,100.0
27	大阪府					6.3E+0	3.8E+1	43.8	43.8
28	兵庫県						3.3E+0	3.3	3.3
29	奈良県								
30	和歌山県						2.0E-1	0.2	0.2
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						8.2E+2	820.0	820.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県						1.6E+3	1,600.0	1,600.0
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県		8.6E+0		8.6				8.6
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.5E+0	1.7E+5		170,236.0	5.7E+2	7.0E+4	70,290.8	240,526.8

注1)農薬は使用先別使用量として別表にも示している。